

徴兵令第十一条ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ノモノト認定相成候ニ付テハ右指定外ノ生徒ヲ入学セシメタルトキハ卒業證書ニ區別ヲ設ケ且ツ其様式ヲ此際当庁ニ開申候様該学校設立者へ御示達相成度命ニ依リ此段及御通達候也

麴町区長宛

同

麴町区富士見町六丁目十六番地

割印

私立和仏法律学校

前同文

(欄外注記上)
明治廿六年十一月六日 第三課主任属奥邸憲令(印)

知事 内務部長(山県印) 第三課長(武印) 学務掛首席(帖佐印)

特別認可学校卒業證書之儀ニ付通達案

神田区长宛

内務部長

神田区駿河台南甲賀町十一番地

割印

私立明治法律学校

同区錦町二丁目二番地

私立東京法学院

同区今川小路二丁目八番地

私立専修学校

同区西小川町一丁目十五番地

私立独逸学協会学校

右ハ特別認可学校規則ニ依リ文部大臣ニ於テ其学則ヲ認可相成居候処今般文部省令第十五号ヲ以テ特別認可学校規則廃止相成従前ノ認可学校ニシテ同省令指定ノ生徒ヲ入学セシムルモノハ

東多摩郡長宛
南豊島郡長宛

同

南豊島郡戸塚村元下戸塚村六百四十七番地

割印

私立東京専門学校

前同文

理由 別紙文部省専門学務局長通知ニ依リ本案通達セシムル

モノトス
(朱書)

参照

文部省令第十五号

一明治二十一年文部省令第三号ヲ本月十日限廃止ス

一明治二十一年文部省令第三号ニ依リ従前学則ヲ認可シタル私立学校ニシテ尋常中学校卒業ノ者若クハ尋常中学科

ノ程度ニ依リ相当ナル予備ノ学科ヲ修メタル者ヲ入学セ

シムル者ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認め仍徴兵令

第十一条ニ依ルコトヲ得シム但将来従前ノ学則ヲ變更ス

ル場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ請フヘク地方長官ハ之ヲ文部大臣ニ開申スヘシ

文部省
文書課
已專甲五二〇号

今般文部省令第十五号ヲ以テ特別認可学校規則廢止相成從前ノ認可学校ニシテ本省令指定ノ生徒ヲ入学セシムルモノハ徵兵令第十一条ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ノモノト認定相成候ニ付テハ右指定外ノ生徒ヲ入学セシメタルトキハ卒業証書ニ區別ヲ設ケ候様御示達相成其様式文部大臣へ御上申相成度此段及御通知候也

明治廿六年十一月四日

文部省専門学務局長法学博士 木下広次郎

東京府知事 三浦 安殿

(欄外注記1)

「判決十一月八日」「送達十一月九日・第六四一〇ヨリ六四一二マテ」

明治廿六年十二月廿五日

第三課主任属奥郁憲令(印)

知事 内務部長(山県印) 第三課長(李家印)

私立学校卒業証書之儀ニ付更ニ照会之件

神田区長宛(印)

内務部長

明治法律学校外二校生徒卒業証書様式一昨廿三日付御送附相成候処右之内明治法律学校及東京法学院ノ分ニ在テハ本年文部省令第十五号指定ノ生徒ヲ入学セシメタル時之ニ授与スル卒業証

書ニ係ルモノニシテ右指定外ノ生徒ヲ入学セシムルヤ否ハ判明ナラス若シ指定外ノ生徒ヲモ入学セシムルモノナレハ右ニ授与スル卒業証書ハ前記ノ分ト區別ノ上其様式ヲ可差出義ニ有之候条今一応御伝達至急差出候様御取計相成度此段及御照会候也
追而本文指定外ノ生徒ハ入学セシメサル義ニ候得ハ其旨至急御申越相成度此段申添候也

(欄外注記1)
明治廿六年十二月十五日

第三課主任属奥郁憲令(印)

知事 内務部長(山県印) 第三課長(李家印)

特別認可学校卒業証書等之儀ニ付更ニ通達案

神田区長宛(印)

内務部長

客月十四日付第六五〇三号ヲ以テ從前ノ特別認可学校へ本年文部省令第十五号指定外ノ生徒ヲ入学セシムル学校名並卒業証書ノ區別之義ニ関シ及御通達候処私立専修学校ヨリハ申出之儀有之候得共其他之校ヨリハ未タ何等申出無之至急ヲ要スル義ニテ差支候条尚夫々御督促何分ノ書面来ル二十日迄ニ御取纏メノ上御送附相成度此段再応及御通達候也

(朱書)

写

本年文部省令第十五号第二項ノ資格ヲ有セスシテ入学シ卒業シタル者ニハ別紙様式ノ卒業証書ヲ授与候ニ付此段及御届候也

明治二十六年十二月二十七日

私立東京法学院長

神田区长 沢 簡徳殿

菊池武夫

私立東京法学院長
法学博士 菊池武夫 印

(朱書)
〔学第一号〕

明治法律学校東京法学院ヨリ廿六年文部省令第十五号第三項ノ資格ヲ有セスシテ入学シタル者ノ卒業証書様式別紙之通差出候間及御回送候也

明治二十七年一月六日

東京市神田区长 沢 簡徳 印

内務部長

東京府書記官 山県伊三郎殿

(朱書)
〔学第一四八号〕

曩ニ御通達ニ相成候明治法律学校外式校生徒卒業証書区別様式開申書別紙之通取纏メ及御回送候也

明治廿六年十二月

東京市神田区长 沢 簡徳 印

内務部長

東京府書記官 山県伊三郎殿

兼テ御達相成候本年文部省令第十五号第二項ノ資格ヲ有シ当院ニ入学全科卒業シタル者ニ授与スヘキ卒業証書雛形別紙之通ニ有之候ニ付此段御届申上候也

明治二十六年十二月廿日

東京府知事 三浦 安殿

(雛形)

卒業証書

族籍

姓名

生年月日

右者明治二十六年文部省令第十五号第二項ノ資格ヲ有シ本院所定ノ法律学全科ヲ修メ其業ヲ卒フ依テ此証書ヲ授与シ爰ニ之ヲ証ス爾後永ク本院院友タルノ特權ヲ享有スヘシ

私立東京法学院長

年 月 日

何ノ誰

私立東京法学院講師

何ノ誰

雛形

卒業証書

族籍

姓名

生年月日

右者本院所定ノ法律学全科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒フ依テ卒業証書ヲ授与シ之ヲ証ス爾後永ク本院々友タルノ特權ヲ享有スヘシ

私立東京法学院長

姓名

印

私立東京法学院講師

姓名

印

、

印

東京法
年月日
学院印章

(欄外注記1)

「判決十二月十五日」「送達十二月十六日・第乙二二六号」

〔明治二十七年第一種第三課文書類別学務

各種学校ニ関スル書類二 620 B72〕